

おねがいします

令和8年3月10日



公衆浴場入浴料金の改定について

本年4月1日から、物価統制令に基づき知事が定める公衆浴場の統制額を、下記のとおり、大人料金（12歳以上の者）を450円から500円に、中人料金（12歳未満、6歳以上の者）を150円から200円に、小人料金（6歳以上の者）を60円から100円に、引き上げることといたしました。

一般の公衆浴場（いわゆる銭湯）の入浴料金は、他の公衆浴場（スーパー銭湯など）とは異なり、物価統制令により都道府県ごとに知事が上限を定めており、本県においては令和5年4月に定めた大人450円、中人150円、小人60円の料金で営業がされてきました。

しかし、近年の人件費の上昇や燃料費の高騰などにより、県内の事業者の経営実態はかなり悪化しており、現状のまま推移すれば、かなりの数の事業者が廃業を余儀なくされ、地域における適正な衛生水準の確保及び住民の入浴機会の確保に支障をきたすおそれがあります。

このため、県内の公衆浴場の経営実態を調査した上で、2月16日に愛媛県公衆浴場入浴料金審議会に料金改定等について諮問したところ、引上げ改定は適当である旨の答申を頂いたため、下記のとおり引き上げることとしました。

利用者の方には今回の料金の引き上げはかなりの御負担になることと存じますが、今回の料金は地域に密着した公衆浴場の経営を存続していくために必要な最低限度の額でございますので、何卒御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

（今回の改定内容）

1 料金の改定について

大人料金（12歳以上）を450円から500円に引き上げ

中人料金（12歳未満6歳以上）を150円から200円に引き上げ

小人料金（6歳未満）を60円から100円に引き上げ

2 料金の改定時期について

令和8年4月1日

注）改定額は入浴料金の上限額を定めたものです。実際の入浴料金・改定時期は、ご利用の公衆浴場にご確認願います。